高度外国人材の活用をお考えの事業主のみなさまへ

国人材活用・定着支援事業費補助金

や渡航費用等を補助します



高度外国人材を 受け入れたいけど 入国の手続きって難しそう



とやま外国人材活用・定着支援デスク」とは 県内企業の高度外国人材受入や定着を支援しています! 具体的には…

- ・外国人材活用・定着に関する相談への対応
- ・外国人材活用・定着セミナーの開催
- ・県が連携する人材紹介会社とのマッチング支援





対象者

<u>とやま外国人材活用・定着支援デスク</u>を経由し、県が連携する人材紹介会社を通じて マッチングした外国人材に対して、現地教育等の「富山就職プログラム」を実施した県内企業等

対象事業

- (1) マッチングした外国人材に、現地日本語教育や日本企業文化、日本のビジネスマナーや 富山県の生活環境・ルールに関する研修等を内容とする「富山就職プログラム」を受講させる事業
- (2) 紹介元の人材紹介会社に、「外国人材入国後サポート業務」を委託する事業
- (3) 外国人材が日本へ渡航する際に要する費用に関する事業

対象経費

補助事業に要する経費のうち、富山就職プログラムの実施に要する費用(人件費、教室代金、教材費等)、外国人材入国後サ ポートの実施に要する費用(人材紹介会社に外国人材入国後サポート業務を委託する費用)、渡航費用等(外国人材が日本に 渡航する際に要する費用)、入管手続きを行政書士等に委託する費用等 ※本事業において、高度外国人材等

補助額

補助率:補助対象経費の1/2

•上限額:50万円/1名

令和7年10月31日(金)まで ※<mark>令和7年度の申請受付は終了しました</mark> 人材や「特定技能」を指します。(技 申請期間

※事業実施の2週間前までに申請してください。 ※予算額に達した場合は、申請期間に受付を終了する場合があります。

対象期間

補助金交付決定の日から令和8年2月28日までに実施された事業

→補助要綱、申請書類等詳細は、富山県ホームページでご確認ください。

【申請・問い合わせ先】

富山県 地方創生局 多文化共生推進室 外国人共生社会推進課

富山市新総曲輪1-7 〒930-8501

TEL:076-444-8873 E-mail:atabunkakyosei@pref.toyama.lg.jp

とは、在留資格「技術・人文知識・ 国際業務」など、大学卒業以上の学 歴、専門的知識・能力を有する外国

能実習生は含みません。)



